

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年2月10日まで
A事業所に、昭和49年7月ごろから50年10月26日までの期間において勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日が50年2月10日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に入社した時期について、i) 申立人は、「B新聞の求人広告を見てすぐに応募した。」と供述しているところ、B新聞における当該事業所の求人広告が昭和49年7月20日及び同年7月21日に掲載されていることが確認できること、ii) 事業主が保管する業務日誌には入社日の記載は無いものの、申立人の初めての公休日（週1回交替で取得する所定休日）が同年7月27日の欄に記載されていることが確認できることから判断すると、申立人が少なくとも同日には当該事業所に入社していたと認められるとともに、当該業務日誌に申立期間における申立人の公休日が継続して記載されていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間においても当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「お祭りのときや忙しいときには臨時でアルバイトを

雇用することもあるが、アルバイト以外は全員正社員で、正社員であれば社会保険には全員加入させていた。申立人は、申立期間について正社員として雇用しており、勤務状況もほかの正社員と変わりはなかった。」と供述し、「採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無かった。」とも供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の同僚の被保険者記録を確認したところ、申立人の前任者は、当該業務日誌で確認できる入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が同日であり、申立人の後任者は、当該業務日誌で確認できる入社日は昭和50年3月24日、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日であったところ、当該後任者は、「中学校を卒業し、正式の入社は昭和50年4月1日であったが、その前に何日間か業務の手伝いのため、入社していた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所においては、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和50年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時から厚生年金保険料の納付額と控除額を突合していたため、昭和49年7月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料についても納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。